

平成30年2月9日に実施した“第一級海上特殊無線技士「法規」”試験の下記の問題が、誤解を与えるような不適切な表現となっていました。受験者の皆様にお詫び申し上げます。

なお、問4については、受験者全員を正解として処置します。(5点)

記

試験問題

〔4〕 無線局が総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- 4 無線局が暗語を使用して通信を行っているとき。

設問の誤り

(誤) 無線局が総務大臣から

(正) 総務大臣が無線局に対して